

入院したときの食事代について

令和8年6月から入院時の食費が変わります

今般の食事費の高騰の影響等を踏まえ、診療報酬改定により入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改定がありました。

これに伴い、患者さんのご負担金額が下記の通り変更となります。

— 入院時食事療養費および入院時生活療養費の費用(入院中の食事代)

高額療養費制度(区分)		1食あたりの負担額 令和8年5月31日まで	1食あたりの負担額 令和8年6月1日以降
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みIII	510円	550円
区分イ	現役並みII		
区分ウ	現役並みI		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者II	240円 (91日目以降:190円)	270円 (91日目以降:220円)
	低所得者I	110円	130円